

狭あい道路の拡幅整備にご協力ください

**安全で心地よい
快適な街づくりのために**



富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例

「狭あい道路拡幅整備事業」

富士市



道路はみんなの生活空間の一部です



《安全で心地よい快適な街づくりは、広く使いやすい道路づくりから》

道路の果たす役割は単に人や車の通行に止まらず、日照・通風といった住環境の改善や、消防・救急活動の円滑化など、さまざまな役割を担っています。

しかし、現在私たちが利用している道路には、住環境や防災上の問題点が多い狭あい道路（幅員4メートルに満たない道路）が多く残っています。

そこで、安全で心地よい快適な街づくりのためには、狭あい道路の拡幅整備をすすめていかなければなりません。



狭あい道路にはこんな問題が・・・

- ◎救急車や消防車が入りにくい。
- ◎災害時の避難に支障がある。
- ◎火災時に延焼しやすい。
- ◎日当たりや風通しが悪い。
- ◎歩きにくく、自転車も走りにくい。

《道路を広げるには、みなさんの協力が必要です》

狭あい道路の問題を解決するには、道路を広げなくてはなりません。そこで、市では「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」を制定し、「狭あい道路拡幅整備事業」を行い、安全で心地よい快適な道路づくり・まちづくりをすすめていきます。

この事業では、狭あい道路に接した敷地で建築物の新築・増築等を行う際に、建築主等の協力と理解を得て、門や塀などの位置を後退していただき、市で4メートルの幅まで道路を広げる整備を行います。また、建築行為が伴わない場合や交差点から交差点までの連続した区間においても、所有者等からの申し出により、同様の拡幅整備を行います。

なお道路の拡幅整備を進めるために、公道沿いで、後退した部分の用地を市に寄附していただいた場合には、門や塀などの除却費等の一部を助成します。また、交差点の隅切り部分の用地についても奨励金の交付を行います。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。



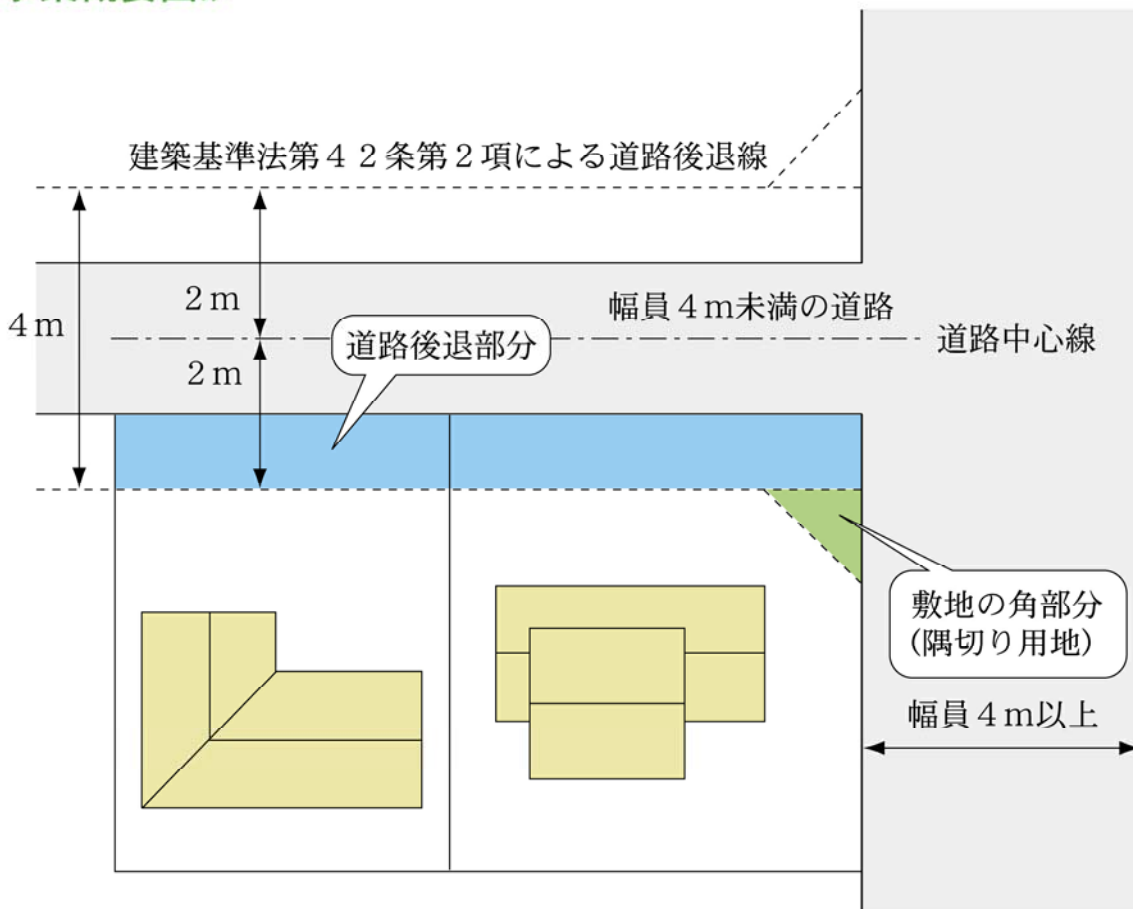
このような敷地が拡幅整備の対象です



《整備の対象》

- ◎一般の通行に使用されている幅員4メートル未満の道路に接している敷地の道路後退部分。(法第42条第2項の道路のみなし境界線と既存の道路の境界線との間の土地)
- ◎幅員4メートル未満の道路が120度未満の角度で交わる敷地の角部分。(隅切り用地)
- ◎市長が特に必要と認めたもの。

《事業概要図》



この部分には、支障物（門、塀、生垣等）を設けることはできません。

●建築基準法第42条第2項道路（昭和25年11月23日制定）

建築基準法が制定されたとき、建物を建てるための道路の幅員は最低4メートルと定められましたが、その時点で一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる1.8メートル以上4メートル未満の道路も、将来中心から2メートル後退し、4メートルの道路とすることで4メートルの道路とみなしました。これが建築基準法第42条第2項の道路です。

※狭あい道路の反対側が、がけ地や川等の場合、反対側の道路境界線から4メートルの一方後退となります。



事前協議により拡幅整備を進めます

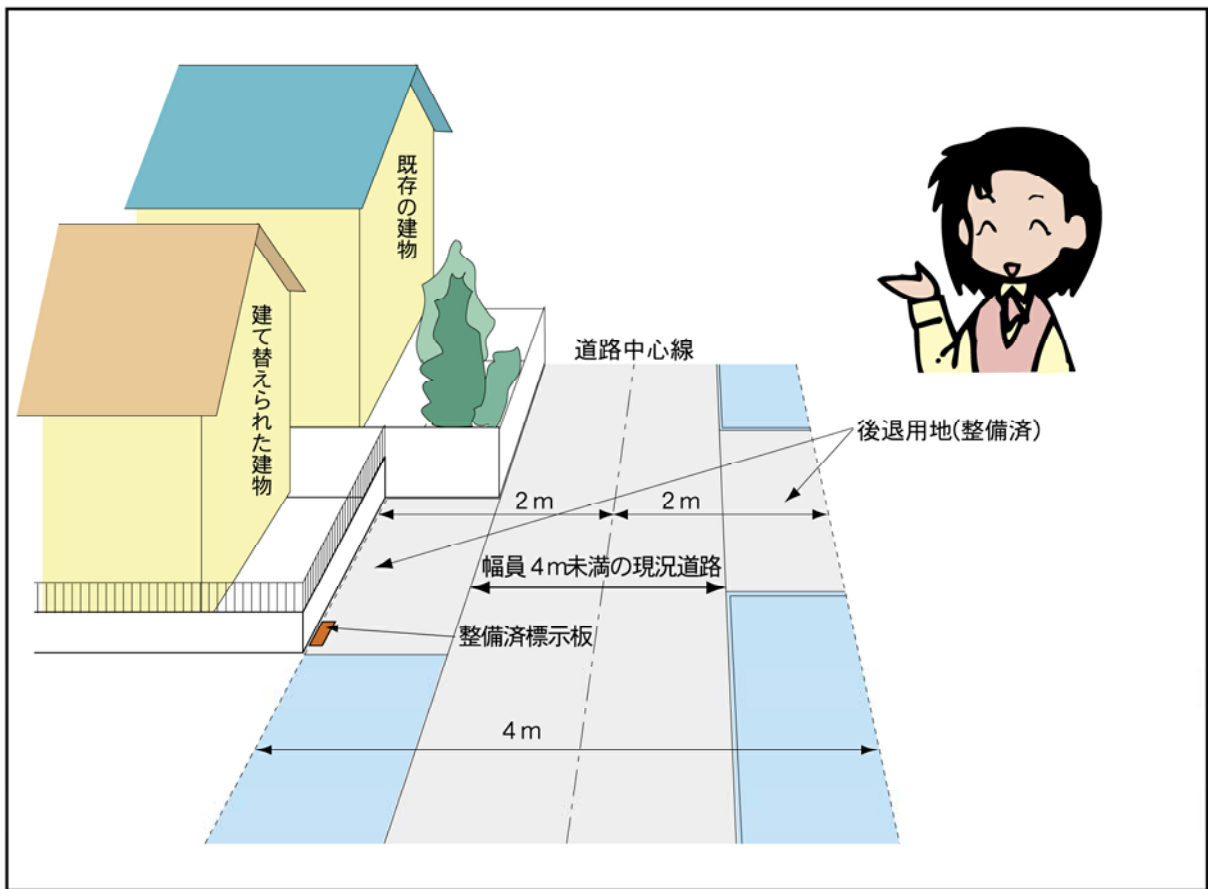


《一つの敷地ごとの場合》

※建築行為を伴う場合

狭あい道路に接して建物を建てたり増改築する場合は、建築確認申請の30日前までに、道路後退や拡幅整備について事前協議を行います。

後退用地の整備工事は、建物の建て替えなどの時に、一つの敷地ごとに市が施工していくもので、整備した部分は一時的に凸凹した形になりますが、道路に面した建物がすべて建て替えられた時には、幅員4メートルの道路となることを目指して行うものです。



※建築行為を伴わない場合

既に建築物の建て替えを終えてしまった方や、当面は新築や増改築の予定がないなど、建築行為を伴わない場合でも、後退用地の整備を希望する方には、道路後退や拡幅整備についての事前協議を行い、整備を進めていきます。

●固定資産税などの減免手続き

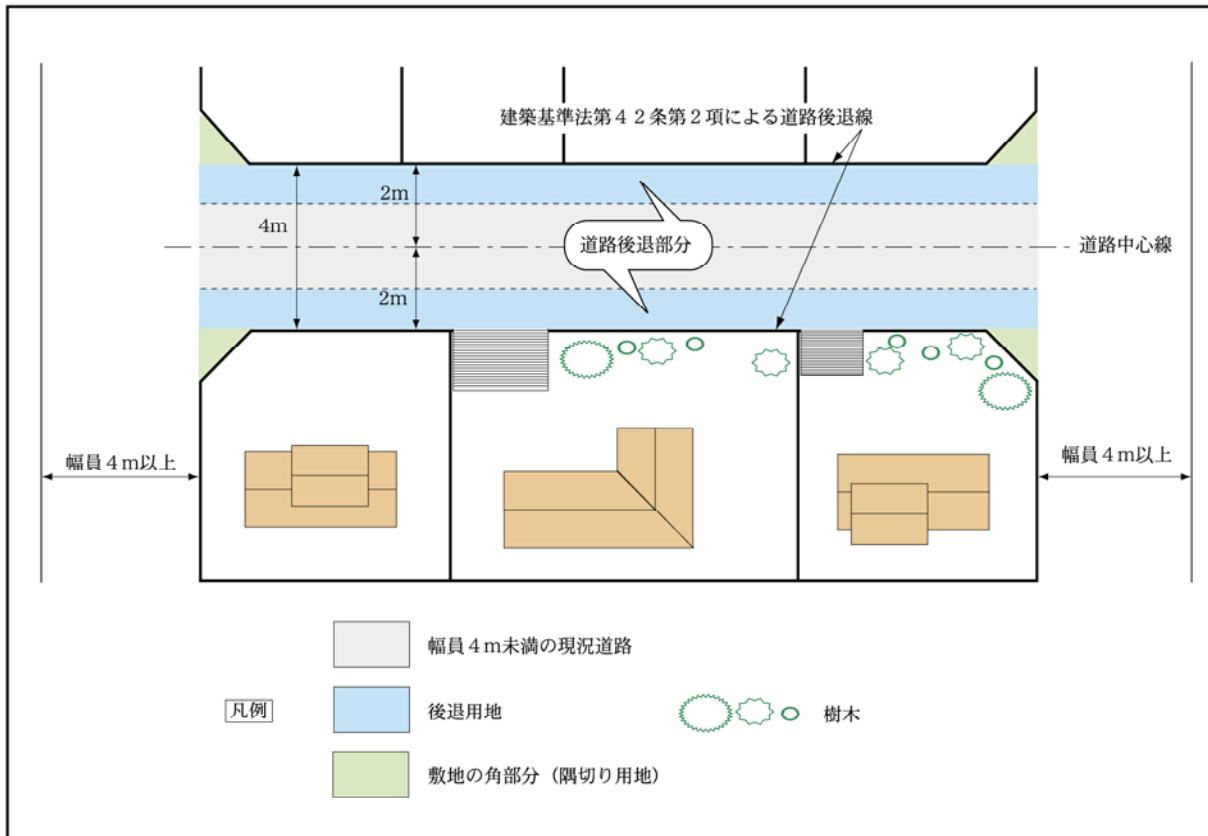
後退用地等を整備した場合、市が固定資産税等の減免手続きを行います。

●整備済標示板の設置

皆さんの協力により、整備が全て完了した場合には、後退部分に「整備済標示板」を設置します。

《一路線単位の場合》

地域のみなさんのご協力が得られ、一路線単位の拡幅整備をしていく場合には、地域の代表の方と事前協議を行い、整備を進めていきます。



《市が行う整備の項目と内容》

☆ 公道への寄附または使用・整備承諾が行われた場合 ☆

種 別	内 容
舗装、見切り縁の設置及び側溝の移設	舗装工事は、後退用地等と接する道路の舗装種別と同等の施工を行います。 後退用地等境界線に必要な応じて見切り縁を設置します。 側溝の移設工事は、路線単位で移設できる場合に行います。
汚水ます等の移設	舗装工事に伴い、汚水ます、雨水ます及び水道メーター等を後退移設します。
測量	道路中心線及び後退用地等の確定のための測量をします。
分筆登記及び所有権移転登記	後退用地等の登記手続を行います。
電柱等の移設	道路の拡幅に伴う電柱等の後退移設依頼を行います。



条例の一部を紹介します



富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市民の理解と協力の下に、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（拡幅整備の方針）

第3条 狭あい道路の拡幅整備は、連続する区間又は一敷地ごとに行うものとする。

（建築主等の責務）

第6条 建築主及び所有者等（以下「建築主等」という。）は、拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

（事前協議）

第7条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前に後退用地等に関し、規則で定めるところにより市長と協議を行わなければならない。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請
- (2) 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築計画の通知

2 所有者等（前項の協議に係る建築主を除く。）は、後退用地等の利用の方法、形態等を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長と協議を行うものとする。

（拡幅整備）

第8条 市長は、前条の協議に係る後退用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより当該後退用地等の拡幅整備を行うことができる。

- (1) 市に寄附されたとき。
- (2) 一般交通の用に供すること及び拡幅整備を行うことの建築主等の承諾があったとき。

（助成金及び奨励金）

第9条 市長は、建築主等が第7条の協議に係る後退用地等を市に寄附した場合において、当該後退用地等について拡幅整備のために必要な物の除却又は移設工事等を行ったときは、規則で定めるところにより、当該物の除却又は移設工事等を行ったものに対し、その要した費用について助成金を交付することができる。ただし、当該物の除却又は移設工事等に関し同様の助成金その他の金銭給付を受けることができるときは、助成金の全部又は一部を交付しないことができる。

2 市長は、建築主等が第7条の協議に係る後退用地等のうち、隅切り用地を市に寄附した場合は、規則で定めるところにより、当該隅切り用地の所有者に対し奨励金を交付することができる。



助成の対象は次のとおりです



《市が助成する項目と助成金額》

整備対象の道路後退用地が、市に寄附された場合に限り、建築主や土地所有者の方が道路後退用地等内にある門や塀などを除却していただいた費用や、後退後に新設する見切り縁や擁壁などの費用の一部を助成します。

項目	内容	単位	金額(円)
見切り縁	新設費 後退後の建築敷地に見切り縁（鉄筋コンクリート造）を新設する費用	1メートル当たり	6,600
フェンス、塀、門等	除却費 後退用地等内にあるフェンス、塀、門等を除却し、道路築造に支障のない形態とする除却費用	1メートル当たり	3,200
樹木	除却費 後退用地等内にある樹木の除却費用	低木1本当たり	600
		中木1本当たり	1,100
		高木1本当たり	4,300
	移植費 後退用地等内にある樹木の移植費用	低木1本当たり	900
		中木1本当たり	2,900
		高木1本当たり	11,900
生け垣	除却費 後退用地等内にある生け垣の除却費用	1メートル当たり	1,300
	移植費 後退用地等内にある生け垣の移植費用	1メートル当たり	4,000
擁壁	除却費及び新設費 後退用地等内にある擁壁の除却及び道路後退整備後の敷地内に新設する費用	1メートル当たり 高さ0.5メートル以上 1.5メートル未満	30,000
		高さ1.5メートル以上 2.5メートル未満	44,000
		高さ2.5メートル以上	60,000
事務手続費	助成金の申請手続に係る費用	1敷地当たり	30,000

※注 意

- 1 低木は高さ1.0メートル未満、中木は高さ1.0メートル以上とし、高木は高さ1.0メートル以上で幹周り15センチメートル以上とします。
- 2 新設費用の助成期間は、建築行為を伴う場合は建築完了検査済証交付後1年以内とし、建築行為を伴わない場合は事前協議済通知書の交付後1年以内とします。
- 3 擁壁に係る助成金の最高限度額は、150万円とします。また、擁壁が除却のみの場合は所定の助成金の10分の1の額とし、新設のみの場合は所定の助成金の10分の9の額とします。
- 4 助成金の総額（擁壁及び事務手続費に係る助成金を除く。）は、後退用地が道路に接する部分の長さ1メートル当たり2万5,000円を乗じて得た額を上限とします。
- 5 助成金の合計金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てて算定します。

※奨励金

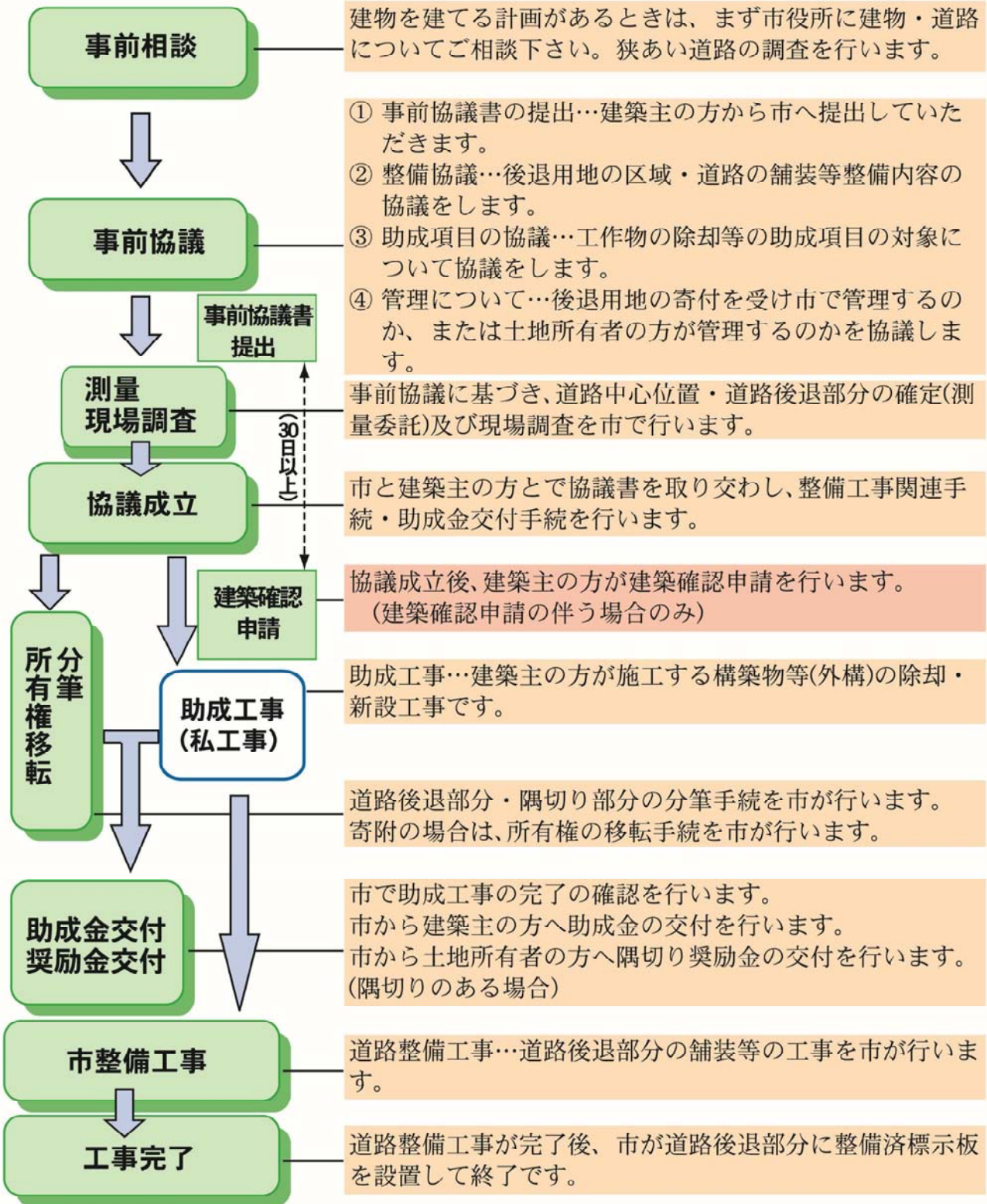
隅切り用地を寄附していただける場合には奨励金を支給いたします。



拡幅整備事業はこうして進められます



●一つの敷地ごとの場合



●一路線単位の場合

交差点から交差点までの後退用地の整備のすすめ方については、建築指導課 まちなみ整備担当までご相談ください。

お問い合わせは

富士市都市整備部建築指導課 まちなみ整備担当

〒417-0801

富士市永田町一丁目100番地

0545-55-2903